

議案第249号

大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例案

大阪市立学校設置条例（昭和39年大阪市条例第57号）の一部を次のように改正する。

小学校の表中大阪市立萩之茶屋小学校の項、大阪市立今宮小学校の項及び大阪市立弘治小学校の項を削り、大阪市立南津守小学校の項の次に次のように加える。

大阪市立新今宮小学校 大阪市西成区花園北1丁目

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成26年5月2日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

萩之茶屋小学校ほか2校を統合して新今宮小学校を設置するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市立学校設置条例（抄）

本市に幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

省	略
小学校	
名 称	位 置
省	略
<u>大阪市立萩之茶屋小学校</u>	<u>大阪市西成区萩之茶屋 1 丁目</u>
<u>大阪市立今宮小学校</u>	<u>大阪市西成区天下茶屋 1 丁目</u>
省	略
<u>大阪市立弘治小学校</u>	<u>大阪市西成区花園北 2 丁目</u>
省	略
大阪市立南津守小学校	省 略
大阪市立新今宮小学校	大阪市西成区花園北 1 丁目
省	略
省	略